

1 不当労働行為の審査

第1表 不当労働行為救済申立事件取扱件数

(単位：件)

年	係属状況 [(A) + (B)]												終結状況 [(E) + (F)]								次年繰越し (C) - (D)		
	前 年 繰 越 し (A)	新 規 申 請 (B)	計 (C)	該当号別				企業従業員数規模別						取下げ・和解				命令・決定					
				1	2	2 3	2 3 4	30 人 未 満	30 人 49 人	50 人 99 人	100 人 299 人	300 人 499 人	500 人 999 人	1000 人 以 上	取 下 げ (E)	和 解	関 与	無 関 与	全 部 救 済 (F)	一 部 救 済		棄 却	却 下
平成 26																							
27																							
28																							
29																							
30																							
計																							

該当なし

注 「該当号別」欄の1、2、3、4の数字は、それぞれ労働組合法第7条第1号、第2号、第3号、第4号を表す。

第2表 労働組合の資格審査取扱件数

(単位：件)

年	取扱状況 A+B又はD+E+F+G							終結状況 I+J+K+L				次 年 繰 越 し C-H	補 正 勧 告 数	
	前 年 繰 越 し A	新 規 申 請 B	計 C	事由				計 H	取 下 げ I	打 切 り J	審査結果			
				係 属 人 登 記 D	事 委 員 推 薦 E	由 事 業 推 薦 F	由 事 業 推 薦 G				認 証 K			否 認 L
平成 26														
27		4	4 (4)			4 (4)		4 (4)				4 (4)		
28														
29		3	3 (3)			3 (3)		3 (3)				3 (3)		
30		1 (1)	1 (1)			1 (1)		1 (1)				1 (1)		
計		8	8 (8)			8 (8)		8 (8)				8 (8)		

注 () 内の数値は、取扱件数のうち当該年の新規申請に係る件数を示す。

2 労働争議の調整

第3表 調整事件取扱件数

(単位：件)

年	調整区分	係属状況			終結状況						次 年 繰 越 し	備 考
		前 年 繰 越 し	新 規	計	解 決	打 切 り	不 調	取 下 げ	不 開 始	計		
平成 26	あっせん		1	1	1					1		
	調停											
	仲裁											
	計		1	1	1					1		
27	あっせん		2	2		2				2		
	調停											
	仲裁											
	計		2	2		2				2		
28	あっせん											
	調停											
	仲裁											
	計											
29	あっせん											
	調停											
	仲裁											
	計											
30	あっせん		2	2	2					2		
	調停											
	仲裁											
	計		2	2	2					2		
計	あっせん		5	5	3	2				5		
	調停											
	仲裁											
	計		5	5	3	2				5		

第4表 調整事項別新規取扱件数

(単位：件)

調整事項		平成26	27	28	29	30	計
組合承認・組合活動	a		1				1
協約締結・全面改定	b						
協約効力・解釈	c						
賃金等		1				1	2
賃金増額	d						
一時金	e						
諸手当	f						
その他賃金に関するもの	g	1					1
退職一時金・年金	h					1	1
解雇手当・休業手当	i						
給与以外の労働条件							
労働時間	j						
休日・休暇	k						
作業方法の変更	l						
定年制	m						
その他の労働条件	n						
経営又は人事			1			2	3
事業休廃止・事業縮小	o						
企業合併・営業譲渡	p						
人員整理	q					2	2
配置転換	r		1				1
解雇	s						
その他の経営・人事	t						
福利厚生	u						
団交促進	v	1					1
事前協議制	w						
その他	x						
計		2	2			3	7

注1 調整事項は、中労委への調整開始報告の調整事項区分のうち主要なものを挙げた。

2 調整事項が複数の係属事件があるため、新規係属事件数とは一致しない。

第5表 業種別新規取扱件数

(単位：件)

業種		平成26	27	28	29	30	計
A 農業、林業						1	1
01	農業					1	1
B 漁業			1				1
04	水産養殖業		1				1
O 教育、学習支援業		1					1
81	学校教育	1					1
P 医療、福祉			1				1
83	医療業		1				1
R サービス業						1	1
88	廃棄物処理業					1	1
計		1	2	0	0	2	5

注 「業種」欄の分類は、日本標準産業分類に準拠したものである。

第6表 従業員規模別新規取扱件数

(単位：件)

従業員数	30人 未満	30人 49人	50人 99人	100人 199人	200人 299人	300人 以上	計
平成 26						1	1
27	1					1	2
28							
29							
30	1	1					2
計	2	1	0	0	0	2	5

第7表 上部団体別新規取扱件数

(単位：件)

組合	連合	全労連	全労協	その他	なし	計
平成 26				1		1
27	1	1				2
28						
29						
30		2				2
計	1	3	0	1	0	5

第8表 所要日数別取扱件数

(単位：件)

所要日数	5日未満	5日 9日	10日 19日	20日 29日	30日 以上	計
平成 26					1	1
27					2	2
28						
29						
30			1		1	2
計			1		4	5

注 次年に繰り越した事件については、終結年において計上している。

第9表 争議行為の予告通知取扱件数

(単位：件)

年	取扱件数	業種別取扱件数							左のうち、調整事件として係属したものの数
		運輸業、郵便業		情報通信業	電気・ガス・熱供給・水道業			医療、福祉	
		旅客	貨物	通信	電気	ガス	水道	医療	
平成26	34 (2)	22	6	2				4 (2)	
27	49 (3)	32	8	2	1			6 (3)	
28	47 (4)	31	6	2	1			7 (4)	
29	42 (4)	25	7	2	1			7 (4)	
30	39 (4)	23	6	2	1			7 (4)	
計	211 (17)	133	33	10	4			31 (17)	

注1 「業種別取扱件数」欄の分類は、日本標準産業分類に準拠したものである。

2 ()内の数字は、当労委が争議行為の当事者から直接受け付けた予告通知件数で、内数である。

第10表 労働争議の実情調査取扱件数

(単位：件)

区 分		平成 26	27	28	29	30	
件数	前年からの繰越し	9	8	2	2	4	
	新規	29	29	29	26	26	
	計	38	37	31	28	30	
業種	H-42 鉄道業	2	2	2	2	2	
	H-43-1 道路旅客運送業（バス専業）	4	4	4	4	5	
	P-83 医療業	28	27	24	22	23	
	P-85 社会保険・社会福祉・介護事業	4	4	1			
	計	38	37	31	28	30	
終結状況	解決	20	21	23	17	25	
	打切り	10	10	4	5	1	
	移行	調整事件へ					
		不当労働行為事件へ					
	次年に繰越し	5	2	2	4	2	
	計	35	33	29	26	28	

注1 「業種」欄の分類は、日本標準産業分類に準拠したものである。

2 調査開始後他の事件に統合したものが、平成26年に3件、平成27年に4件、平成28年に2件、平成29年に2件、平成30年に2件あり、終結状況の件数には含めていない。

3 個別労働関係紛争のあっせん等

第11表 個別労働関係紛争のあっせん等の取扱件数

(単位：件)

年	調整区分	取扱件数			終結区分					次に繰越し	備考
		前年から繰越し	新規	計	解決	打ち切り	取下げ	不開始	計		
26	事務局相談	-	32	32	-	-	-	-	-	-	
	助言	-	4	4	-	-	-	-	-	-	
	あっせん	1	3	4	3			1	4		
	計	1	39	40	3			1	4		
27	事務局相談	-	66	66	-	-	-	-	-	-	
	委員相談	-			-	-	-	-	-	-	
	助言	-	1	1	-	-	-	-	-	-	
	あっせん		9	9	5	3			8	1	
	計		76	76	5	3			8	1	
28	事務局相談	-	68	68	-	-	-	-	-	-	
	委員相談	-	2	2	-	-	-	-	-	-	
	助言	-			-	-	-	-	-	-	
	あっせん	1	5	6	3	2	1		6		
	計	1	75	76	3	2	1		6		
29	事務局相談	-	104	104	-	-	-	-	-	-	
	委員相談	-	4	4	-	-	-	-	-	-	
	助言	-	2	2	-	-	-	-	-	-	
	あっせん		5	5	1	1			2	3	
	計		115	115	1	1			2	3	
30	事務局相談	-	154	154	-	-	-	-	-	-	
	委員相談	-	6	6	-	-	-	-	-	-	
	助言	-	2	2	-	-	-	-	-	-	
	あっせん	3	4	7	4	1			5	2	
	計	3	166	169	4	1			5	2	
計	事務局相談	-	424	424	-	-	-	-	-	-	
	委員相談	-	12	12	-	-	-	-	-	-	
	助言	-	9	9	-	-	-	-	-	-	
	あっせん	5	26	31	16	7	1	1	25	6	
	計	5	471	476	16	7	1	1	25	6	

注 委員相談は平成27年から実施している。

第12表 個別労働関係紛争の内容（助言及びあっせん）

（単位：件）

紛争内容の区分		平成26	27	28	29	30	計
経営又は人事		7	6	5	2	3	23
ア	解雇	3	2	1	2	2	10
イ	配置転換、出向・転籍	2					2
ウ	復職			1			1
エ	懲戒処分						
オ	退職	2	3	2			7
カ	勤務延長、再雇用					1	1
キ	その他経営又は人事		1	1			2
賃金等		3	3		5	6	17
ク	賃金未払い	3				1	4
ケ	賃金増額		1				1
コ	賃金減額				5	3	8
サ	一時金					1	1
シ	退職一時金		1				1
ス	解雇手当		1				1
セ	休業手当						
ソ	諸手当					1	1
タ	その他賃金						
チ	年金						
労働条件等		4	5	1	1	1	12
ツ	労働契約	3	2				5
テ	労働時間		1				1
ト	休日・休暇						
ナ	年次有給休暇	1				1	2
ニ	育児休業・介護休業						
ヌ	時間外労働		2	1			3
ネ	安全・衛生				1		1
ノ	福利厚生制度						
ハ	社会保険						
ヒ	労働保険						
フ	その他の労働条件等						
職場の人間関係			5	3		2	10
ヘ	セクハラ						
ホ	パワハラ・嫌がらせ		5	3		2	10
その他							
マ	その他						
計		14	19	9	8	12	62

注1 「紛争内容の区分」欄の分類は、「個別労働関係紛争のあっせん等に関する事務処理手続」による。

2 あっせんの繰越分を含み、あっせんの不開始分は含まない。

3 紛争内容の項目が1事件に複数あるため、取扱件数とは必ずしも一致しない。

第13表 個別労働関係紛争の内容（相談）

（単位：件）

紛争内容の区分		平成26	27	28	29	30	計
経営又は人事		16	24	18	25	64	147
ア	解雇	8	4	6	6	44	68
イ	配置転換、出向・転籍	6	4	3			13
ウ	復職			5	2	1	8
エ	懲戒処分		3		2	1	6
オ	退職	2	8	4	12	14	40
カ	勤務延長、再雇用		1		1		2
キ	その他経営又は人事		4		2	4	10
賃金等		7	9	10	25	14	65
ク	賃金未払い	5	3	6	5	6	25
ケ	賃金増額			3	1		4
コ	賃金減額	1			2	1	4
サ	一時金		1	1	1	1	4
シ	退職一時金		3		3	1	7
ス	解雇手当						
セ	休業手当						
ソ	諸手当		1		3	2	6
タ	その他賃金	1	1		10	3	15
チ	年金						
労働条件等		13	31	25	42	30	141
ツ	労働契約	5	8	1	4	1	19
テ	労働時間	1	4	5	16	12	38
ト	休日・休暇					1	1
ナ	年次有給休暇	2	3	5	3	3	16
ニ	育児休業・介護休業					1	1
ヌ	時間外労働	2	2	8	5	2	19
ネ	安全・衛生		1	2	2	1	6
ノ	福利厚生制度				2		2
ハ	社会保険	1	3	1			5
ヒ	労働保険	1	5	2	4	2	14
フ	その他の労働条件等	1	5	1	6	7	20
職場の人間関係		8	14	29	36	55	142
ヘ	セクハラ		1	1		1	3
ホ	パワハラ・嫌がらせ	8	13	28	36	54	139
その他		2	5	2	6	12	27
マ	その他	2	5	2	6	12	27
計		46	83	84	134	175	522

注1 「紛争内容の区分」欄の分類は、「個別労働関係紛争のあっせん等に関する事務処理手続」による。

2 紛争内容の項目が1事件に複数あるため、取扱件数とは必ずしも一致しない。

4 労働紛争の未然防止

第14表 労働相談会の相談件数

(単位：件)

実施年月 場所	3月		6月		7月		10月		計
平成 26			浜田市	6			松江市	7	13
27	松江市	12	浜田市	3			松江市	10	25
28	出雲市	7	浜田市	5			松江市	9	21
29	出雲市	5	浜田市	6			松江市	7	18
30	出雲市	6	浜田市	8	隠岐 の島 町	3	松江市	8	25
計	30		28		3		41		102

第15表 出前講座の取扱件数

(単位：件、人)

業種	平成26	27	28	29	30	計
建設業					2	2
参加者数					97	97
製造業			1			1
参加者数			15			15
不動産業、物品賃貸業				2		2
参加者数				36		36
教育、学習支援業		2	4	2	7	15
参加者数		49	323	238	570	1180
医療、福祉		1			1	2
参加者数		31			14	45
公務	1		1	1	5	8
参加者数	37		19	30	436	522
計 (件 数)	1	3	6	5	15	28
〃 (参加者数)	37	80	357	304	1117	1798

注 1 「業種」欄の分類は、日本標準産業分類に準拠したものである。

2 関係機関と連携して行った講演会、セミナーの実績も含む。複数回にわたるものは、それぞれ1件とした。